

令和3年2月8日

湯河原町立小・中学校
保護者の皆様

湯河原町教育委員会教育長

緊急事態宣言延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

日頃より町立学校における新型コロナウイルス感染症対策について、保護者の皆様のご理解ご協力をいただきありがとうございます。

この度、令和3年2月2日付けで、国の緊急事態宣言が、令和3年3月7日まで延長されました。

町立学校においても、引き続き感染症対策を講じてまいります。各ご家庭におかれましても、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

〈各家庭における感染症対策及び健康管理〉

小学校及び中学校については、家庭内感染が大部分であるといわれています。

各ご家庭におかれましても、次のような感染症対策の徹底をお願いします。

- ・毎朝、家庭での検温及び健康観察を行ってください。
- ・マスクの着用と手洗い、咳エチケットの徹底をお願いします。
- ・不要不急の外出は控えるようにお願いします。
- ・発熱等の風邪症状が見られる児童生徒については自宅で休養するようにしてください。児童生徒本人のみならず、同居の家族についても健康状態を確認するようにお願いします。家族に風邪症状がみられる場合も登校させないようにしてください。
※発熱や咳、体の強いだるさ等で登校できなかった場合や、基礎疾患等のある児童生徒が感染予防のために欠席する場合等、保護者の意向により感染予防のために欠席する場合においても「欠席」の扱いにはなりませんので、学校にご相談ください。
- ・児童生徒の同居の家族などが感染した場合や、児童生徒本人がPCR検査などを受ける場合は、速やかに学校に連絡してください。

問い合わせ先

教育委員会事務局学校教育課

電話番号 62-1100